

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

©2016

内外知的財産権ニュース

2016年2月

商標登録料改定 および 指令応答期間延長 について

1. 登録料改定

日本特許庁における特許出願の特許料ならびに商標出願の登録料および更新登録料が来る4月1日から改定（減額）されます。商標出願、登録関連の改定費用は下記の通りです。
なお今回の料金改定は実用新案出願および意匠出願には適用されません。

登録料（1区分あたり）	改定前：37,600円	改定後：28,200円
同（分割納付の場合）	21,900円	16,400円
更新登録料（1区分あたり）	改定前：48,500円	改定後：38,800円
同（分割納付の場合）	28,300円	22,600円

なお納付日の前後により上記改定が適用されない場合がありますのでご注意下さい。即ち、

新規出願の登録料（設定登録料）納付の場合

- 納付期限（登録査定送達日から30日）が3月31日以前の場合：改定前料金が適用される
- 登録査定送達日が3月31日以前であって納付期限が4月1日以降の場合：
3月31日以前に納付する場合は改定前料金が適用される
4月1日以後に納付する場合は改定後料金が適用される（従って4月1日近くに登録査定がなされた場合は、納付期限に留意しながら、4月1日以降に納付することが得策）

更新登録料納付の場合

- 存続期間が既に満了し、更に6ヶ月の追納期間（倍額納付期間）も3月31日以前に経過してしまう場合：追納期間内に改定前料金（割増登録料）を納付しなければならない
- 存続期間は3月31日以前に満了するが、追納期限が4月1日以降の場合：権利満了日が3月31日以前のため納付日が4月1日以前か以降かに関係なく改定前料金の納付が必要
- 存続期間満了日が4月1日以降の場合：納付日が3月31日以前であれば旧料金が適用されるが、納付日が4月1日以降であれば新料金が適用される

2. 指令応答期間の延長

これまで出願人が在外居住者の場合は拒絶理由通知に対する応答期間の延長請求が認められていきましたが、4月1日からは国内居住者の出願についても指令応答期間（40日）の延長請求が下記の通り認められることとなります。なお請求理由の釈明は不要です。

- 応答期間内に行う期間延長請求（1ヶ月の延長が認められる。要印紙代：2,100円）
- 応答期間経過後2ヶ月以内の請求（2ヶ月の延長が認められる。要印紙代：4,200円）

なお上記の延長期間はいずれも応答期間以降の期間であり、延長申請日以降ではありません。これ以降の再延長は認められませんが、上申書により事情を説明して審査官に更に審査猶予を要請することは従前と同様に可能です。しかしその場合に審査猶予を認めるかどうかはこれまでと同様にあくまで審査官の裁量によります。

以上